

認定鳥獣捕獲等事業者講習会開催

平成 27 年 5 月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 46 号）が施行され、認定鳥獣捕獲等事業者制度が導入されました。

環境省では、認定基準として、鳥獣捕獲等事業者の事業管理責任者及び捕獲従事者等に修了が義務付けられている「安全管理講習」及び「技能知識講習」を、9 月に 1 会場で開催いたします。

なお、講習の受講者は、認定を受ける意向のある鳥獣捕獲等事業者において鳥獣の捕獲等に従事する方、事業管理責任者となる予定の方、今後講習を開催する意向のある鳥獣捕獲等事業者等において講師を務める方を対象とします。

■開催日程・場所

開催地・開催日程	申込締切	開催会場
東京都 9 月 26・27 日（水・木）	9 月 14 日（金）	ハロー貸し会議室虎ノ門 3F （東京都港区虎ノ門 1-2-12 第二興行ビル 3F）

■開催時間・内容（予定）

日程	時間	内容
一日目	9：30～10：00	受付
	10：00～16：30	技能知識講習 ◆制度の概要 ◆認定鳥獣捕獲等事業者の認定要件 ◆捕獲作業に関する法令の全体像 ◆鳥獣ごとの特徴を知る 等
	16：30～17：00	講習実施にあたっての注意事項 ※希望者のみ
二日目	10：00～16：00	安全管理講習 ◆事前計画の工程 ◆捕獲作業当日の工程 ◆猟具ごとの捕獲 ◆事故発生事例の参照 等
	16：00～16：30	習熟度確認テスト

■参加費用 無料

■募集要項（必ず下記要項を確認した上でお申し込みください）

- *受講者は、2 日間の全カリキュラムにご参加いただける方のみとします。
- *60 名程度、先着順で受け付けます。多くの団体の方に受講いただくため、1 団体あたりの受講者数は、最大 10 名までとします（10 名以上で参加をご希望の方は、必ず事務局までご相談ください）。
- *多くの方に受講いただくため、これまでに環境省が主催した認定鳥獣捕獲等事業者講習会を受講された方の受講はご遠慮ください（一度受講された方で再度講習会に参加されたい方は、必ず事務局までご相談ください）。
- *受講者は、原則として狩猟免許を所持している方のみとします。狩猟免許をお持ちでない方は、聴講者として聴講いただけます（聴講の場合は、修了証は発行いたしません）。